

■住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

確認書の提出について（お忘れではないですか？）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付しております。

対象となると思われる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しております。町が確認書を発送した日から3ヶ月以内に返送いただくこととなっております。

お手元に書類がございましたら、内容を確認し必要事項を記入の上ご返送ください。令和4年2月10日に発送した確認書の返送期限は令和4年5月9日（月）です。

世帯の中に令和3年1月2日以降に白鷹町に転入された方や未申告の方がいることで住民税非課税世帯であるか不明な世帯には「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）」をお送りしておりますので、令和4年9月30日（金）までに申請してください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入（所得）見込額が、令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯も給付対象となります。お心当たりのある方は、健康福祉課福祉係へご相談ください。

※市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、給付要件を満たしませんのでご注意ください。



健康福祉課福祉係
☎ 86-10111

国民健康保険税率の改定について

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受診できる体制を確保するためにも安定運営が重要です。国保の健全かつ安定運営を実現するためには、被保険者の健康の保持増進を図りながら医療費の上昇を抑え支出の抑制に努めるとともに、国保税の適正税率の設定を含め必要な収入を確保する必要があります。

白鷹町国保では、上昇傾向にある医療費と被保険者数の減少等の状況を踏まえ、令和4年度の国保税率を次のとおり改定します。令和4年度は医療分のみ改定となります。

●国民健康保険税率

年度	医療分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	所得割率 %	均等割額 円/人	平等割額 円/世帯	所得割率 %	均等割額 円/人	平等割額 円/世帯	所得割率 %	均等割額 円/人	平等割額 円/世帯
R3	6.50	25,300	18,500	2.50	10,200	7,300	2.20	11,400	5,800
R4	7.30	30,300	21,800	改定なし			改定なし		

※均等割と平等割については、所得に応じ7割、5割、2割の割合で軽減されます。

●未就学児の均等割の減額措置

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年度より、未就学児の均等割額が5割軽減されます。

※詳細は、7月に納税通知書とともに送付される国民健康保険税のしおりに記載されます。

【問い合わせ先】国民健康保険に関すること…町民課国保医療係 ☎ 85-6130

国民健康保険税に関すること…税務出納課町民税係 ☎ 85-6132

■ウクライナ人道危機救援金にご協力ください

ウクライナでは各地で激化した戦闘により、インフラ被害や死傷者が発生しており、多くの方々が周辺国へ避難している状況です。ウクライナ国内及び周辺国への救援活動を支援するため、日本赤十字社は、ウクライナ人道危機救援金を受付しております。なお、個人・法人からの2001円以上の救援金は、税制上の優遇措置の対象となります。事務局で受領証を発行します。希望される方は健康福祉課窓口へお越しください。ご支援をお願いいたします。

●**救援金名** 「ウクライナ人道危機救援金」

- 受付期間** 5月31日(火)まで
- 受付場所・時間**
 - ▼白鷹町役場1階市民課窓口前
 - 白鷹町健康福祉センター
 - 午前8時30分から午後5時まで
 - ※月～金曜日(祝日を除く)
 - ▼白鷹町立図書館
 - 午前9時から午後7時まで(第2・4木曜日を除く)
- ※振込等でのご協力方法は、日本赤十字社ホームページからご覧いただけます。

【問い合わせ】

日赤白鷹町分区分事務局へ健康福祉課福祉係

☎8610111

■「新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金」の支給にかかる適用期間を延長します

右記の支給適用期間を、令和4年6月30日まで延長します。対象の方は申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●対象者

①白鷹町国民健康保険または山形県後期高齢者医療保険に加入している、②給与の支払いを受けている、③新型コロナウイルス

ス感染症に感染したまたは発熱等の症状により感染が疑われ、療養のため労務に服することができない、④③の期間中給与の全部または一部を受けることができない

【問い合わせ】

町民課国保医療係

☎8516130

毎年5月5日の「こどもの日」から

1週間は『児童福祉週間』です

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要です。

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っています。

◆◇2022年度児童福祉週間標語◆◇

見つけたよ
広がる未来と
つかむ夢

【田中 豪さん(15歳) 愛知県】

